

大阪市立東淀川区民会館優先使用申請等にかかる取扱要綱

制 定	平成 20 年 4 月 1 日
改 正	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 22 年 8 月 27 日
	平成 25 年 6 月 5 日
	平成 28 年 4 月 1 日
	平成 29 年 4 月 1 日
	平成 30 年 6 月 1 日
	平成 31 年 4 月 1 日
	令和 5 年 1 月 31 日
	令和 6 年 1 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大阪市立東淀川区民会館（以下「区民会館」という。）の使用許可に関し、大阪市区役所附設会館条例及び大阪市区役所附設会館条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(優先使用申請)

第 2 条 指定管理者は、次の各項に掲げる使用については、大阪市区役所附設会館条例施行規則第 2 条第 2 項ただし書に基づき、使用期日の 6 月前の日前であっても、使用期日の 9 月前を限度として優先して使用する申請（以下、「優先使用申請」という。）を受理することができるものとする。

2 次の各号に掲げる使用であって、東淀川区におけるコミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進に直接寄与するものと認められるもの。

- (1) 大阪市が主催又は共催する事業を行うための使用
- (2) 区民会館の指定管理者が主催又は共催する事業を行うための使用
- (3) 大阪市からの委託による事業を行うための使用
- (4) 地域コミュニティ、社会福祉、社会教育等に関する団体で、別表に定めるもの及びこれに準ずる団体が行う行事又は集会

3 公職選挙法に基づき、東淀川区選挙管理委員会が投開票又は選挙会を執行するための使用

4 行政機関及びこれに準ずる機関が東淀川区民を対象とした事業を行うための使用

(優先使用申請の方法)

第 3 条 優先使用申請については、大阪市区役所附設会館条例施行規則第 2 条第 1 項の定めにより、使用期日の 9 月前の日から 6 月前の日の前日までに指定管理者に提出しなければならない。

(優先使用許可)

第4条 指定管理者は、前条の申請があったときは、当該申請の書類及び申請内容を審査し、許可すべきものと認めたときは、2日以内に許可を決定するものとする。

(優先使用内容の公表)

第5条 指定管理者は、第3条の申請があったときは、申請のあった日の7日以内の日から当該使用期日の6月前の日まで、使用日時、使用室名等を公表するものとする。

(使用権譲渡の制限)

第6条 第4条の使用許可を受けた者は、使用権の譲渡、又は他人に使用させてはならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年6月15日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、「6月前」を「9月前」に改正する規定は、平成22年4月28日から施行し、

「3月前」を「6月前」に改正する規定は、平成22年6月15日から施行する。

この要綱は、平成22年8月27日から施行する。

この要綱は、平成25年6月5日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年1月31日から施行する。

この要綱は、令和6年1月11日から施行する。

別 表

地域活動協議会等地域コミュニティに寄与する団体

東井高野地域活動協議会

いたかの地域活動協議会

大隅東地域活動協議会

大隅西地域活動協議会

大桐地域活動協議会

大道南地域活動協議会

豊里地域活動協議会

豊里南地域活動協議会
豊新地域活動協議会
小松地域活動協議会
新庄地域活動協議会
下新庄地域活動協議会
菅原地域活動協議会
東淡路・柴島地域活動協議会
淡路地域活動協議会
西淡路地域活動協議会
啓発地域活動協議会
東淀川区政協力会
大阪市東淀川区地域振興会・大阪市東淀川区赤十字奉仕団
東淀川区民まつり実行委員会
東淀川区地域女性団体協議会
一般財団法人大阪市コミュニティ協会東淀川区支部協議会

社会福祉関係団体

社会福祉法人大阪府共同募金会東淀川地区募金会
日本赤十字社大阪府支部東淀川地区
東淀川区民生委員児童委員協議会
東淀川地区保護司会
東淀川地区更生保護女性会
東淀川地区 BBS 会
東淀川区老人クラブ連合会
大阪市東淀川区母と子の共励会
東淀川遺族会
“社会を明るくする運動” 東淀川区実施委員会
東淀川区身体障害者団体協議会
社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会

社会教育関係団体

<校 園 ・ P T A 関 係 団 体>

東淀川区学校体育施設開放事業運営委員会
大阪市東淀川区 P T A 協議会
東淀川区学校医会
東淀川区学校歯科医会
大阪市東淀川区学校薬剤師会

<こども・青少年健全育成関係団体>

東淀川区青少年福祉委員連絡協議会
東淀川区青少年指導員連絡協議会
東淀川区青少年育成推進会議
東淀川区子供会育成連絡協議会
東淀川区二十歳のつどい実行委員会

<生涯学習・スポーツ振興関係団体>

大阪市生涯学習推進員東淀川区連絡会
東淀川区生涯学習関連施設連絡会
東淀川区体育厚生協会
東淀川区スポーツ推進委員協議会

<人権関係団体>

東淀川区人権啓発推進協議会
大阪市企業人権推進協議会東淀川区支部

その他の団体

<公正な選挙の執行等に資する団体>

大阪市東淀川区選挙管理委員会

<防犯・防災・交通安全を主たる目的とする団体>

「交通事故をなくす運動」東淀川区推進本部

<保健・衛生・緑化を主たる目的とする団体>

東淀川区健康づくり推進協議会（あじさいの会）
東淀川区食生活改善推進員協議会（五十三会）
一般社団法人大阪市東淀川区医師会
一般社団法人東淀川区歯科医師会
東淀川区薬剤師会

<商工業の振興等を主たる目的とする団体・納税関係団体>

大阪市東淀川区商店会連盟

<その他区長が必要と認める団体>